

# 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称） 骨子案の概要

平成30年11月30日

東京都福祉保健局

## はじめに

- 都内の虐待相談対応件数は年々増加しており、痛ましい死亡事例も発生しています。
- こうしたことから、社会全体で、子供への虐待防止の取組をより一層進めるため、東京都では、条例制定に向けて検討を行っています。
- 検討に当たっては、本年7月から東京都児童福祉審議会（本委員会・専門部会）において専門家による審議を行ってきました。
  - ※審議会資料及び議事録は、東京都福祉保健局ホームページをご参照ください。  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/honiinkai\\_28nd/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/honiinkai_28nd/index.html)  
及び  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/senmon\\_28nd\\_jourei/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/jifukushin/senmon_28nd_jourei/index.html)
- 本年9月には、条例の基本的な考え方を公表し、都民の皆さまから、様々なご意見をいただきました。
  - ※意見募集結果は、東京都福祉保健局ホームページをご参照ください。  
<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/11/01/10.html>
- こうしたことも踏まえ、今回、条例骨子案を取りまとめましたので、以下にお示しします。

# 目的・理念

## 【目的】

- 子供を虐待から守ることに関し、東京都（以下「都」という。）、都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める。
- 子供を虐待から守る環境づくりを進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的
  - 児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法の趣旨も踏まえ、子供の権利利益の擁護と健やかな成長を図ります。
  - 保護者が子供に対して行う虐待の防止について規定します。

## 【理念】

- 虐待は、子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するとの認識の下、社会全体で防止
- 虐待の防止に当たっては、子供の成長、年齢等に応じた意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心並びに最善の利益を最優先
  - この条例では、社会全体で虐待から子供を守ることを基本理念とします。
  - 子供が権利の主体であり、虐待は子供への重大な権利侵害であること、意見の尊重や、安全や安心、最善の利益を最優先にする考え方を共有して、社会全体で虐待の防止を進めていきます。

# 責務

## 【都民の責務（都内在勤・在学の者を含む。）】

- 虐待の防止に関する理解を深めるとともに、都及び区市町村が実施する虐待の防止に関する施策に協力するよう努めること。

## 【保護者等の責務】

- 子供の養育に係る一義的な責任を負っているため、虐待が子供に与える影響を認識し、子供の健全な育成を図ること。
- 体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子供に与えてはならないこと。
- 区市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査に係る受診勧奨に応じるよう努めること。
- 児童相談所長が行う子供の安全確認に協力すること。

### ➤ 体罰等の禁止について

- 体罰や暴言は、恐怖により子供をコントロールしているだけで、子供は意味を理解できていないこともあります。また、虐待にエスカレートする可能性もあります。体罰や暴言が子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすとも言われています。
  - このため、体罰等によらない子育てを推進していきます。
- 各種健診の受診により、妊産婦や子供の健康保持等はもちろん、育児の不安や課題を早期に見つけ、支援につなげることが出来ます。そのため、未受診等の場合などに区市町村が行う受診勧奨に応じることを規定します。

# 未然防止

## 【未然防止】

- 妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備など、区市町村が実施する母子保健及び子育て支援に関する施策について支援を実施
- 子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発及び相談先等に関する情報提供を実施
- 子供等に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発及び相談先等に関する情報提供を実施
- 予期しない妊娠をした者又は医療機関未受診の妊婦が必要な支援及び医療につなぐため、普及啓発を実施

- 子供に対し、自身が守られるべき存在であることや、家庭での困りごとや保護者からの不適切な行為、虐待等について、相談してよいこと、その場合の相談先等について、情報提供を行っていきます。
- 予期しない妊娠をした方や医療機関未受診の妊婦が必要な支援につながるよう、相談先などについて必要な普及啓発を行っていきます。

# 早期発見・早期対応（虐待通告）

## 【通告しやすい環境づくり】

- 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、子供家庭支援センターその他区市町村の通告受理機関又は児童相談所に通告
  - 虐待通告は子供を守ることであり、家庭への支援の契機でもあることを踏まえ、都民及び関係機関等に対し、通告義務を履行すべきことを周知  
また、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備
- 
- 都民の皆様は、ためらわずに通告することが重要です。子供を守ることのみならず、家庭への支援にもつながるものであることを踏まえ、虐待通告義務の履行について周知していきます。
  - 通告する方が、虐待であると確認する必要はありません。虐待を受けたと思われる子供を発見したら、迷わず通告することが必要です。

# 早期発見・早期対応（子供の安全確認）

## 【子供の安全確認】

- 児童相談所長は、虐待通告を受けたときは、速やかに、子供との面会など子供の安全確認を実施
- 児童相談所長は、一時保護、立入りによる調査等の権限を行使できるときは、速やかに当該権限を行使

- 虐待は、子供の生命に関わる問題であるため、まずは、迅速かつ的確に子供の安全を確認することを改めて明記します。
- 児童虐待の防止等に関する法律では、子供の安全確認・確保のため、児童相談所長の強制的な権限を定めています。保護者の協力が得られないなど安全確認ができない場合には、その権限を、速やかに行行使することを徹底します。

# 早期発見・早期対応（児童相談所の調査）

## 【児童相談所の調査】

- 児童相談所長は、都及び区市町村の機関、関係機関等及び都内の団体に対し、虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境などの情報提供を依頼
  
- 虐待防止に係る情報（目撃情報、防犯カメラ映像、居住実態等）は、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、集合住宅の管理会社や警備会社、鉄道会社等の一般の民間事業者も有しています。こうした情報を得られやすくするため、児童相談所の調査について規定します。



# 早期発見・早期対応（連携・情報共有）

## 【連携及び情報共有】

- 児童相談所は、他の児童相談所から事案の移管を受け又は他の児童相談所に対し事案の移管を行う場合には、その緊急性又は重症度に応じ、的確な引継ぎを実施
- 児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親委託等を行うとともに、子供家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働

- 転居は、それまでの社会資源とのつながりが切れ、家族が地域で孤立し、家族関係が悪化する可能性もあるため、転居に当たっては、児童相談所間の事案の的確な引継ぎを徹底します。
- 子供と家庭には、様々な機関や団体が関わっています。虐待対応を的確に進めていくため、児童相談所は、子供と家庭の状況に応じ、関わりのある機関等と密接に連携し、支援を進めていきます。  
※子供家庭支援センターは、平成7年度から東京都が事業開始し、区市町村が設置を進めてきた相談・サービス提供等を行う機関です。都内の児童相談体制において、児童相談所と車の両輪をなしています。

# 子供と保護者への支援

## 【虐待を受けた子供とその保護者への支援】

- 虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を実施
  - 児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、子供の心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成及び適切な親子関係の構築ができるよう、又は再び虐待を行わないよう必要な指導及び支援を実施
- 
- 虐待を受けた場合、子供は心身に様々な影響を受けるため、その状況を十分に踏まえて支援等を行っていきます。
  - また、虐待があった場合には、子供が再び家庭で健やかに育まれるようにするため、保護者への指導や支援が必要です。家庭での養育が困難又は適当でないと判断され、子供が施設入所した場合でも、子供が家庭に戻れるよう、児童相談所は、保護者への指導・支援を継続していきます。

# 社会的養護等

## 【社会的養護及び自立支援】

- 虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るため、里親制度の普及啓発、里親の育成及び里親等への委託を推進するとともに、乳児院、児童養護施設などの施設や自立援助ホーム等の事業を充実
- 虐待を受けた子供及び社会的養護のもとで育った子供の円滑な社会的自立のため、必要な普及啓発及び支援を実施

- 社会的養護とは、虐待等の様々な理由により家庭で適切な養育が受けられない子供を、公的責任において、社会的に養育する制度です。具体的には、乳児院や児童養護施設等の施設、里親等（里親とファミリーホーム）で養育します。
- 社会的養護のもとで育つ子供の数は、近年約4,000人程度で推移しています。その子供たちを適切に養育するために、里親委託等を推進していくとともに、施設等を充実していきます。
- 社会的養護のもとで育った子供は、自立に向けて保護者から適切な援助を受けられないことも多く、学習・進学や就労定着などの支援等を行っていきます。

# 人材育成等

## 【人材育成等】

○虐待の早期対応その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成し、児童相談所の運営体制を適切に確保

- 深刻化する虐待への対応、里親等委託の推進、児童養護施設等に入所した子供への継続的な支援を適切に進めていくためには、専門的な知識や技術のある職員を育成するなど、児童相談所の運営体制を確保していきます。

## 今後のスケジュール

- ◆今回、条例骨子案をお示ししました。これに関する都民の皆さまのご意見をお寄せください。  
(募集期間：11月30日から12月29日まで)
- ◆皆さまにいただいたご意見に加え、区市町村等のご意見も伺いながら、条例案を作成し、平成31年第一回都議会定例会に提出する予定です。